

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

申立期間については、免除申請が承認済みと記載された「国民年金保険料免除申請承認通知書」を受け取っているため、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している、平成6年9月1日付けで社会保険事務所（当時）が発行した「国民年金保険料免除申請承認通知書」によると、申立人は、平成6年4月から7年3月までの保険料の納付を免除されたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は平成7年3月16日に国民年金被保険者資格を喪失したと記録されているが、申立人が所持しているA社の採用通知書に記載されている採用年月日、及びB健康保険組合から提出された健康保険喪失証明書に記載されている被保険者資格取得年月日は、いずれにおいても同年4月3日であることが確認できるため、行政側が申立人の国民年金の資格喪失処理において、誤った処理を行った可能性が高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（昭和19年4月1日、B社から名称変更）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月30日であると認められることから、申立期間の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月30日まで  
私は、16、17歳頃にB社で仕事をしていました。当時、当該事業所は軍需工場であり、二人の姉も一緒に勤務していました。当時の給与明細書は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日及び旧姓が同じで名前は同じ読み方であるが漢字で記録されている者（申立人の旧氏名は「C」であるが当該名簿では「D」と記載されている。）の記録が存在し、当該記録において、資格喪失日については記録されていないものの、資格取得日は昭和17年1月30日とされ、19年1月1日における標準報酬月額の改定の記録も確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳索引票において、前述の被保険者名簿における記録と氏名（D）、被保険者台帳記号番号等が一致する者の記録が確認でき、その索引票における記録の資格取得日は、昭和19年6月1日であることが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、当該記録に係る者については、当該事業所において、17年1月30日に被保険者資格を取得し、20年8月30日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、A社における仕事内容を詳細に記憶しており、記憶する事業主の氏名も一致すること及び一緒に勤務したとする元同僚や二人の姉のものと推認される未統合記録が健康保険労働者年金保険被保険者名簿等において確認でき、当該元同僚は、「当該事業所で、申立人と一緒に働いていた。」と証言していることから、申立人は、申立期間について当該事業所に勤務し

ていたことが認められる。

なお、厚生年金保険法の定めにより、女子労働者は、昭和19年6月1日から被保険者として適用が開始されたものの、保険料の徴収は準備期間を置いた後の同年10月1日からとされており、年金給付の対象期間は同日からとされる取扱いとなっている。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に被保険者資格を取得し、20年8月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで  
年号が平成になってから、学生が国民年金に強制加入になったという内容の郵便物がアパートに届き、市役所か社会保険事務所（当時）で保険料の免除申請をしたはずなので、申立期間が免除期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生が国民年金に強制加入となった平成3年4月以後の申立期間について、保険料の免除申請をしたと主張しているが、申請時期や申請した場所についての申立人の記憶は曖昧で、免除申請した状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえず、申立期間当時、申立人が居住していた市においても申立人に係る被保険者名簿が存在しないことから、申立期間において、申立人が国民年金の被保険者であったことが確認できない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から60年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年9月から60年7月まで  
会社を辞めた昭和56年9月頃、母親と一緒にA市役所のB支所において国民年金の加入手続を行い、その時に申立期間のうち同年9月の1か月分の保険料である8,000円ぐらいを母親が納付してくれた。その後は、自分で毎月、同支所において納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和56年9月頃、母親と一緒にA市役所のB支所において国民年金の加入手続を行い、保険料の納付についても同支所において毎月納付していたと主張しているが、同市役所の国民年金係では、申立期間当時、国民年金の加入手続は本庁のみで行っていたため、支所では行うことができなかったとしている。しかも、申立人が、国民年金の加入手続を行ったのは、61年1月頃であることがオンライン記録で確認できることから、申立人の主張とは相違する。

また、申立人が所持する年金手帳における国民年金の「初めて被保険者となった日」の欄には昭和61年1月6日と記載されており、この資格取得日は市の国民年金被保険者名簿の記載及びオンライン記録のいずれにも合致している上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が付与された形跡も見当たらず、申立期間当時、申立人が国民年金の被保険者であったことが見いだせないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が納付したとする昭和56年9月分の保険料額(8,000円)は、当時の実際の保険料額である4,500円と大きな差異がある。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 栃木国民年金 事案 980（事案 303、702 及び 810 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 7 月から 45 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 46 年 1 月まで

昭和 46 年 1 月に町役場に出向き、国民年金に加入した際に、42 年 7 月から 46 年 1 月までの 43 か月分の保険料を納め、窓口で勧められ、同年 2 月及び同年 3 月の保険料も納付した。その際の窓口の担当者とのやりとりなども具体的に記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は当初昭和 42 年 6 月から 45 年 12 月までの期間を申立てており、申立人が 46 年 1 月に当該期間の国民年金保険料を納付する際に町役場に持参したとする国民年金手帳には、42 年 6 月 10 日資格喪失と記載されていることから、当該期間の保険料を納付できたとは考え難いこと、また、46 年 1 月に国民年金に加入した際に、新たな国民年金手帳記号番号が付与され、交付された国民年金手帳にも、同年 1 月 11 日資格取得と記載されていたことが確認できることから、この時の加入は任意加入であったため、これ以前の期間である当該期間については、遡って国民年金に加入することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、再度、申立てを行い申立期間以前の日付のある写真を新たな資料として提出したが、これは国民年金保険料の納付に直接関連するものではなく、かつ、申立人から再聴取しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、この再申立てに対しても平成 22 年 5 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、再々度の申立てを行い、その中で、当該期間の国民年金保険料を特例納付したとする新たな主張をしているが、i) 特例納付制度

は強制加入被保険者を対象とするものであり、申立人は当該期間において任意加入被保険者であったことから、特例納付により保険料を納付することはできない上、当時、特例納付できたのは昭和45年6月分までであることから、同年12月分までの保険料を納付したとする主張は不自然と言わざるを得ないこと、ii) 申立人は、当時の町役場の年金窓口担当者に当該期間に係る国民年金保険料を納めたと主張しているが、当該町役場では制度上できない任意加入期間についての保険料を遡って受領することは無かったとしており、また、申立人が納めたはずであると主張する当時の担当者は、「国民年金係では保険料の収納はしておらず、被保険者本人に役場内の出納室に行って納めてもらっていた。申立人から保険料を預かった覚えは無い。」と証言していること、iii) 申立人は、46年1月に役場の年金窓口で当該期間の保険料を納付した際、その時点で所持していた2冊の国民年金手帳を持参したとしているが、これら2冊の手帳の氏名は、既に結婚していたにもかかわらず旧姓のまま変更されていない上、同年1月に新たに国民年金手帳記号番号が付与された新しい手帳が発行されているなど、申立内容に不合理な点も見られること、iv) 申立人が所持する46年1月に発行された国民年金手帳の印紙検認欄を見ると、45年12月以前の各月の欄には×印が付されており、保険料を納付することができない期間であることが明確に示されているとともに、これ以前に交付された2冊の国民年金手帳にも、申立期間の保険料に係る検認印は確認できないことや、再々申立てに当たっても、当該期間の保険料を納付した可能性をうかがわせる新たな資料は提出しておらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、この再々申立てに対しても平成22年11月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、4回目の申立てを行うに当たり、昭和46年1月11日に町役場で国民年金の加入手続を行った際、42年7月から46年1月までの43か月分の保険料を納付し、窓口で勧められ、同年2月及び同年3月の保険料も納付したと主張し、申立期間を42年7月から46年1月までの期間に変更しているが、当該期間の保険料を納付していたのは確かであると述べるのみで、当該期間の保険料を納付した可能性をうかがわせる新たな資料の提出は無い。

また、申立人の所持する年金手帳の国民年金印紙検認記録を見ると、申立期間のうち、昭和46年1月の保険料については、同年3月30日に保険料を納付したことを示す検認印が確認できる上、オンライン記録とも一致する。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和46年1月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年12月まで  
平成3年11月頃、同じ店で働いていた同僚と一緒に、国民年金の加入手続を行い、その後、銀行預金を約15万円おろして、20歳からの未納期間の保険料を遡って全て納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の被保険者の加入時期により、平成6年1月頃に払い出されたと推認できることから、この時点で申立期間の大半は時効により保険料が納付できない期間であるとともに、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人は、平成3年11月頃、当時の勤務先の同僚と一緒に国民年金の加入手続を行ったと供述しているところ、その同僚の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の手帳記号番号の被保険者の加入時期から5年8月頃と考えられ、申立人の供述とは相違する。

さらに、申立人は、「国民年金加入時に、20歳までの期間の保険料を遡ってまとめて納付し、その金額は約15万円だった。」と供述しているところ、払出時期からみて過年度となる期間のうち、納付済みとなっている平成4年1月から5年3月までの期間の保険料の合計額は14万3,400円であり、申立人が主張する金額とおおむね一致することから、申立人が遡って納付したとする保険料は、当該期間の保険料であったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。